

千葉県公安委員会告示 第 47 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月4日

千葉県公安委員会

1 聴聞の期日

令和8年3月11日午前8時30分

2 聴聞の場所

千葉市美浜区浜田2丁目1番

千葉運転免許センター 3階 意見の聴取(聴聞)室